平成２７年（フ）第１８６号
秋田市寺内蛭根１丁目13－８－105、商業登記記録上の本店所在地秋田市飯島長野中町７番19－１号
破産者　有限会社エンカレッジ
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４２号
群馬県伊勢崎市宮子町3618番地５
破産者　有限会社ライトグロウス
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１７１１号
横浜市中区麦田町２丁目60番７号
破産者　善建設株式会社
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６４号
富山市今泉145番地
破産者　医療法人社団泰生会
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６号
京都府綾部市大島町内山田30番地の１
破産者　山崎建設株式会社
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第５０５号
岡山市南区新保849番地２、旧住所岡山市北区十日市東町６番28号パークプレイス十日市
破産者　渡辺　好猛
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９号
愛媛県松山市衣山５丁目723番地５
破産者　株式会社建匠アシスト
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１４９５号
札幌市中央区南20条西12丁目２番10―202号
破産者　菅原　　聡
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７８６号
札幌市北区新川３条14丁目９番15号　メゾンドールⅡ―107号
破産者　三浦　晴美
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１１４号
埼玉県所沢市小手指町２丁目11番９―205号、開始決定時の住所札幌市中央区南５条西26丁目１番１―503号
破産者　仲野　公史
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９号
山形県鶴岡市下山添字茶屋川原154番地
破産者　伊藤　秋生
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第３０号
山形県鶴岡市下山添字茶屋川原154番地
破産者　伊藤　由利
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第４８号
山形県鶴岡市湯温海字湯温海290番地８
破産者　和田シゲ子
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第５６号
山形県酒田市こあら１丁目５番地の14
破産者　阿部かおり
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第９６６号
埼玉県川口市西川口１丁目29番２―204号　三恵西川口ハイツ
破産者　森口　伴恒
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４５０号
さいたま市桜区田島10丁目２番11―801号
破産者　石塚　恭嗣
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５２２号
埼玉県北本市二ツ家１―333　北本ハイデンス１番街1028、住民票上の住所埼玉県上尾市愛宕３丁目15番１号
破産者　宇治川隆正
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５２３号
埼玉県北本市二ツ家１―333　北本ハイデンス１番街1028、住民票上の住所埼玉県上尾市愛宕３丁目15番１号
破産者　宇治川洋子
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７９号
横浜市鶴見区北寺尾６丁目４番46号　グリーンハイツ205号
破産者　石川　　哲
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部